

9-5 琵琶湖総合開発

琵琶湖総合開発は、琵琶湖の自然環境の保全と水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉を増進することで近畿圏の健全な発展に寄与することを目的として、1972(昭和47)年度から25年間かけて実施されました。事業は、自然環境を守るための保全対策、琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための治水対策、および琵琶湖の水をより有効に利用できるようにするための利水対策の3つの柱で構成されました。

1. 琵琶湖総合開発とは

琵琶湖総合開発は、琵琶湖総合開発特別措置法(1972(昭和47)年6月制定)に基づいて実施された国家的プロジェクトです。目的は、「琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とをあわせ増進するため、琵琶湖総合開発計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより、近畿圏の健全な発展に寄与すること」です。琵琶湖総合開発特別措置法に基づき滋賀県知事が原案を作成し、内閣総理大臣が計画を決定(1972(昭和47)年12月決定)して1972(昭和47)年度から1996(平成8)年度まで2度の延長を含めて25年間かけて実施されました。事業規模は最終的に約1兆9000億円。関連して、淀川水系における水資源開発基本計画において利用水深はB.S.L.-1.5m(B.S.L.は琵琶湖基準水位のこと)まで、開発水量は40m³/sとされた他、琵琶湖開発事業が平成3年度に完成したことを受けて、1992(平成4)年3月31日に瀬田川洗堰操作規則が定められ、この操作規則に従って国土交通省琵琶湖河川事務所が瀬田川洗堰の操作を実施しています。

2. 事業の概要

この計画の目標を達成するために実施された総合開発事業は、琵琶湖の水質や恵まれた自然環境を守るための保全対策、琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための治水対策、および琵琶湖の水をより有効に利用できるようにするための利水対策の3つの柱から構成されました。また、別の分類として、琵琶湖開発事業(琵琶湖治水および水資源開発)と地域開発事業との2つに分類することもできます。

利水開発に伴って、上流域の地域開発が計画に含まれていること、その開発費用を下流も負担していることが、上下流の流域調整を図った流域統合管理・開発のモデルとして世界的にも注目をされてきたところです。

3. 成果と今後の課題

琵琶湖総合開発で整備された施設の効果により、出水時の琵琶湖周辺の浸水面積が縮小された他、湖岸堤の整備に付随した湖岸道路整備等の基盤整備が滋賀県の今日における発展に大きく寄与したと推察されます。さらに淀川水系下流域の水資源の安定供給の確保を通して、広く下流近畿圏の発展にも寄与したと言えます。一方で、湖岸堤の建設等により、湖辺のヨシ帯や自然湖岸が減少するなど、琵琶湖の生態系に影響が現れています。また、農地や市街地などからの排水についても取り組みが進められましたが、まだ課題が残されています。

今後は、そうした課題への対応として、「マザーレイク21計画」や「琵琶湖保全再生計画」に沿った水質や生態系保全施策の推進が求められています。

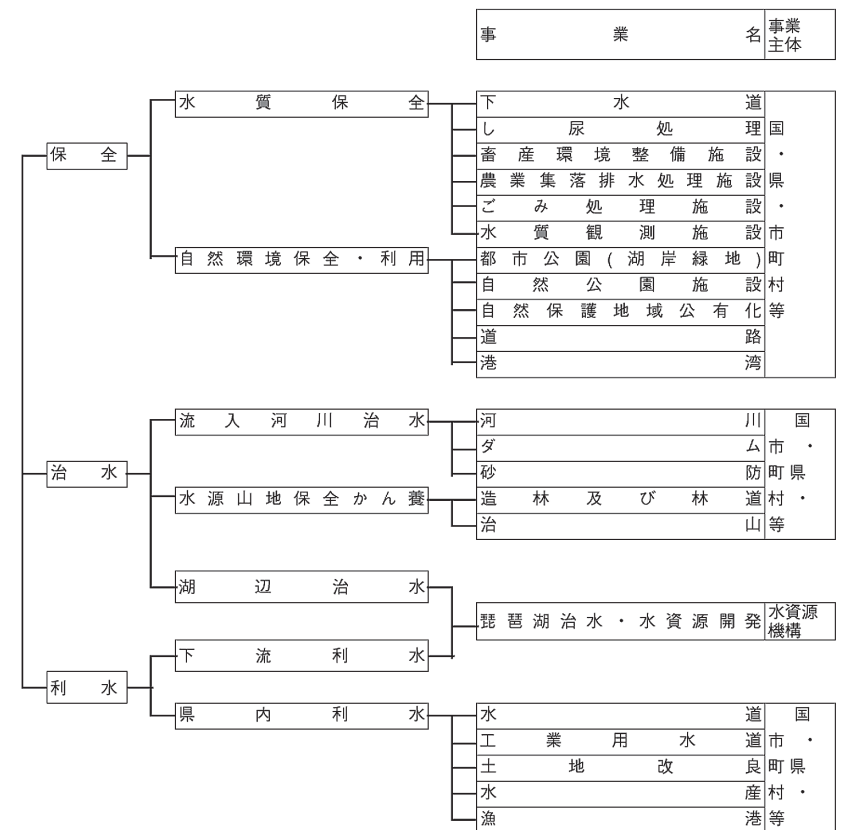


図9-5-1 琵琶湖総合開発事業の概要